

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和6年度民間ヘリコプター運航（単価契約）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 森戸 義貴 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階
契約締結日	令和 6年 4月 1日
契約の相手方の氏名及び住所	西日本空輸株式会社 福岡県福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302番47
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥5,928,186-
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥5,928,186-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	年間予定額 5,928,186円（単価契約）

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名

令和6年度民間ヘリコプター運航（単価契約）

2. 契約の相手方

西日本空輸株式会社

福岡県福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-47

TEL 092-983-2493

FAX 092-983-2403

3. 随意契約適用法令

会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号

4. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

本業務は、九州地方整備局管内において洪水、高潮、降雪、地震その他自然災害現象による災害調査における災害対策及び一般調査等の実施にあたり、民間ヘリコプターを運航するものである。

災害調査を実施するにあたっては緊急性を重視し、整備局職員が迅速に搭乗できるよう、九州地方整備局に最寄りの福岡空港（奈多地区）にヘリコプターを保有し保守・整備を行うとともに、九州地方整備局の指示による運航に対して迅速かつ確実な運航を行える体制が求められる。

上記業者は福岡空港（奈多地区）に8機のヘリコプターを保有し、保守・整備を行うとともに、ヘリコプターの機動力及び情報収集力を活かした上空視察調査業務を行っており、迅速かつ確実な運航を行える体制が取られている。

一方、福岡空港（奈多地区）にヘリコプターを保有する民間ヘリコプター事業者は上記業者以外に2社存在するが、いずれも1機ずつの保有で、かつ報道機関専用として運航されているものであり、上記業者以外では、業務の迅速かつ確実な遂行ができない。①

従って、業務の性質上競争が許されないものであり、本業務の契約相手は、上記業者が唯一の業者であると判断する。

以上より会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。

随意契約理由書作成者：防災室長